

議案第 71 号

令和 6 年度伊賀市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度伊賀市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 2 4, 3 6 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 7, 9 1 8, 1 6 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更及び廃止は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 6 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 分担金及び負担金		374,153	5	374,158
	2 負担金	346,522	5	346,527
16 国庫支出金		6,318,661	7,509	6,326,170
	2 国庫補助金	2,344,570	7,509	2,352,079
17 県支出金		2,955,822	4,419	2,960,241
	2 県補助金	1,040,305	4,419	1,044,724
20 繰入金		3,143,281	128,074	3,271,355
	2 基金繰入金	3,097,677	128,074	3,225,751
22 諸収入		505,107	174,654	679,761
	5 雑入	324,464	174,654	499,118
23 市債		3,116,900	9,700	3,126,600
	1 市債	3,116,900	9,700	3,126,600
歳 入 合 計		47,593,800	324,361	47,918,161

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,564,812	39,107	7,603,919
	1 総務管理費	6,657,792	39,107	6,696,899
3 民生費		16,051,159	49,057	16,100,216
	4 児童福祉費	5,313,513	49,057	5,362,570
4 衛生費		4,711,154	203,917	4,915,071
	1 保健衛生費	2,352,309	203,917	2,556,226
8 土木費		4,904,969	29,000	4,933,969
	4 都市計画費	2,864,581	29,000	2,893,581
9 消防費		1,911,137	1,056	1,912,193
	1 消防費	1,911,137	1,056	1,912,193
10 教育費		3,739,266	2,224	3,741,490
	5 社会教育費	591,674	0	591,674
	6 保健体育費	1,099,126	2,224	1,101,350
歳 出 合 計		47,593,800	324,361	47,918,161

第2表 債務負担行為補正

変更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新堂駅跨線橋修繕工事委託経費	令和7年度	120,000 千円	令和7年度	149,922 千円

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地区市民センター整備事業	81,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金等につ いて、利率 の見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府資金及び特定資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合には、債権者との協定によるものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	101,500	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

2 廃止

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園整備事業	9,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金等につ いて、利率 の見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府資金及び特定資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合には、債権者との協定によるものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	—	—	—	—